

江戸川区介護支援専門員実務研修受講試験等費用助成事業

Q 1. 江戸川区介護支援専門員実務研修受講試験等費用助成事業は、具体的にどのような人が対象となりますか。

A. 令和5年4月1日以後に介護支援専門員証を交付された方で、区内介護事業所または地域包括支援センターにおいて介護支援専門員として介護サービス計画を作成する業務に携わっている者であり、申請を行った時点においても勤務を継続している方が対象となります。

Q 2. 対象となる事業所を教えてください。

A. 次のとおりです。

江戸川区内において、下記のいずれかの事業を行う施設又は事業所が対象となります。

- ・ 居宅介護支援
- ・ 介護予防支援
- ・ 地域包括支援センター
- ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護
- ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- ・ (介護予防) 特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設
- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院

Q 3. 介護支援専門員証は交付されているが、介護支援専門員として介護サービス計画を作成する業務に携わっていない場合対象になりますか。

A. 介護支援専門員として介護サービス計画を作成する業務に携わっていない場合は対象外となります。

Q 4. 助成金は申請者本人の口座に振り込まれますか。

A. お見込みのとおりです。支給決定通知と併せて、振込先指定の用紙を申請者本人に送付します。

Q 5. 介護支援専門員証交付前から対象事業所にて対象外の職種で勤務しており、令和5年4月1日以後に介護支援専門員証交付され、介護支援専門員に職種が変更になった場合は対象になりますか。

A. 対象となります。就労証明書の採用日欄には職種変更となった日付をご記入ください。

Q 6. 非常勤職員でも対象となりますか。

A. 対象要件を全て満たしていれば対象となります。

Q 7. 対象事業所で介護サービス計画作成している者で介護支援専門員として勤務している者が、対象とならない事業所または対象とならない職種（事務員や生活相談員等）で兼務している場合は対象となりますか。

A. 兼務であっても介護支援専門員として勤務していて介護サービス計画を作成している者で、その他要件をすべて満たしている場合は、対象となります。

Q 8. 申請は個人単位ですか、もしくは事業所単位ですか。

A. 原則は個人単位で提出してください。個人ごとにとりまとめた申請書を事業所が一括でご提出いただくことは構いません。

Q 9. 本事業の奨励金の所得税はどのような取扱いになりますか。

A. 本事業で支給する奨励金は、雑所得とみなされます。20万円以内であれば、確定申告の必要はありません。しかし、他の雑所得と合わせて20万円を超える場合は、確定申告などの手続きが必要となる可能性があります。

上記については、参考に下記の国税庁のホームページをご確認ください。

(国税庁HPアドレスを記載)

所得税の関係で不明な点は、直接下記にお問い合わせください。

・江戸川北税務署 03-3683-4281 ・江戸川南税務署 03-5658-9311

なお、住民税については、申告が必要となります。所得があった翌年1月1日現在、住民票がある市区町村に申告してください。

令和5年4月25日更新分

Q10. 介護支援専門員実務研修受講試験の領収書について、受験申込書に貼付した払込受領書の写しでも対象となりますか。

A. 対象となります。受験申込書に貼付した払込受領書の写しもしくは払込受領書単体の写しを他の申請書類と併せてご提出ください。

令和5年5月17日更新分

Q11. R4年度の介護支援専門員実務研修受講試験に合格し資格証発行日がR5年4月1日と記載されている方について、令和4年度中に実務研修受講料を支払っている場合は対象となりますか。

A. 対象となります。令和5年4月1日以後に介護支援専門員証を交付された方で、区内介護事業所または地域包括支援センターにおいて介護支援専門員として介護サービス計画を作成する業務に携わっている者であり、申請を行った時点においても勤務を継続している方が対象となります。

Q12. 条件に該当する職員を介護支援専門員としての入社を条件に受講料を法人で負担しています。この場合であっても、法人ではなく個人への支給が原則となりますか。

A. お見込みのとおりです。法人が個人の受講料を立て替えている場合については、法人名義の領収書に併せてそのことが分かる書類（件名・金額・日付等が記載されたもの）をご提出ください。